## ○四国地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十四日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　三十二号及び三百十九号

(二)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 香川県仲多度郡まんのう町追上字願袖四二二番から同町追上字向江二九五番一まで | 前 | 九・三六～三六・四五メートル | 〇・四〇六キロメートル | |
| | 後 | 一〇・九九～一一・一五メートル | 〇・三九七キロメートル | |

(三)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

二　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　百九十六号

(二)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 松山市浅海原乙二番四三から同市浅海原乙二番四六地先まで | 前 | 一〇・九九～一一・六メートル | 〇・〇六一キロメートル | |
| | 後 | 一〇・九九～一一・三二メートル | 〇・〇六一キロメートル | |

(三)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

三　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　十一号

(二)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 四国中央市川之江町字畑山三八〇三番から同市具定町字倉之内四八五番一まで | 前 | A　八・五〇～七八・二〇メートル | 七・六八〇キロメートル | 上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B・C・D・E・F　三〇・〇〇～七一・五〇 | 六・四六九 | |
| | 後 | A　八・五〇～七八・二〇 | 七・六八〇 | |
| | | B・C・D・E・F　三〇・〇〇～七一・五〇 | 六・四九〇 | |

(三)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

四　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　五十六号

(二)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 高知県幡多郡黒潮町佐賀字追切山三五四〇番一から同町佐賀字追切山三五四一番二五まで | 前 | 一二・八〇～一五・〇五メートル | 四五・六〇～四六・〇一キロメートル | |
| | 後 | 一二・八〇～一五・〇五メートル | 四五・六〇～四六・二三七キロメートル | |
| 高知県幡多郡黒潮町白濱字宮ノ鼻一〇四一番九から同町白濱字小鯛浦二四〇番一まで | 前 | 二六・六二～二八・五〇メートル | 六二・九〇～七一・九〇キロメートル | |
| | 後 | 二六・六二～二八・五〇メートル | 六二・九〇～七一・〇四六キロメートル | |
| 高知県幡多郡黒潮町灘字新二郎谷三八〇番一から同町灘字地藏堂免四一五番一地先まで | 前 | 一〇・九一～一一・二六メートル | 六〇・八二～六〇・三二八キロメートル | |
| | 後 | 一〇・九一～一一・二六メートル | 六〇・八二～六〇・三二八キロメートル | |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

## ○北海道開発局告示第百十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する同法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十月十四日

北海道開発局長　関　克己

一　登録建築物調査機関の名称
　株式会社環境設備計画

二　住所
　北海道札幌市北区北七条西二丁目六番地

三　代表者名
　代表取締役　長澤　幸雄

四　登録年月日
　平成二十一年九月二十八日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　株式会社環境設備計画　北海道札幌市北区北七条西二丁目六番地

# 人事異動

## 内閣

（農林水産省大臣官房参事官）
農林水産事務官　平形　雄策
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（農林水産省経営局協同組織課長）同　山口　英彰
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上十月一日）
（文部科学省研究開発局海洋地球課長）文部科学事務官　堀内　義規
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官を命ずる（十月七日）

## 財務省

（大臣官房企画官）財務事務官　横山　正
主税局参事官を命ずる
（大臣官房審議官兼主税局参事官事務取扱）同　佐藤　慎一
主税局参事官事務取扱兼務を免ずる（以上十月九日）

## 最高裁判所

名古屋簡易裁判所判事　紀平　和成
桑名簡易裁判所判事に補する（十月八日）
○定年退官
簡易裁判所判事稲垣靖夫は十月七日限り定年退官

# 叙位・叙勲

## ○叙位

正六位に叙する
烏帽子田清　河原　太郎
従五位に叙する（各通）
田賀　一成　室橋　一郎
佐藤　謙藏
正六位に叙する
菅野　安雄　小佐井秀秋
従六位に叙する（各通）
田中　弘平　横山　毅
東山　芳三
正七位に叙する（各通）
宮原　一巳
従七位に叙する（以上九月三日）
（埼玉大学名誉教授）
秋元　信義
従四位に叙する（各通）
小玉　正雄
濱森　辰雄
正八位
正七位
正五位に叙する（各通）
大棟　治男
大山　廣司
榊　博
中邨健次郎
従五位に叙する
松本　忠
正六位に叙する
正八位
石原　修　大澤　壽生　竹澤　芳藏
長　政雄　船木　昭治　松本　茂樹
従六位に叙する（各通）
加納　弘一　橘田　勇
田中　光男　野本　賀啓
吉岡　啓吾
正七位に叙する（各通）
積　福常
梁取　廣明
米坂　介助
従七位に叙する（各通）（以上九月四日）
渡部　篤
別府　義雄　三嶋　豊
森　恒夫　山内　宗芳
従五位に叙する（各通）